

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

R7年 5月 8日

久留米市長 殿

提出者

住 所 久留米市日ノ出町100番地

氏 名 半田建設株式会社

代表取締役 半田 利通

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

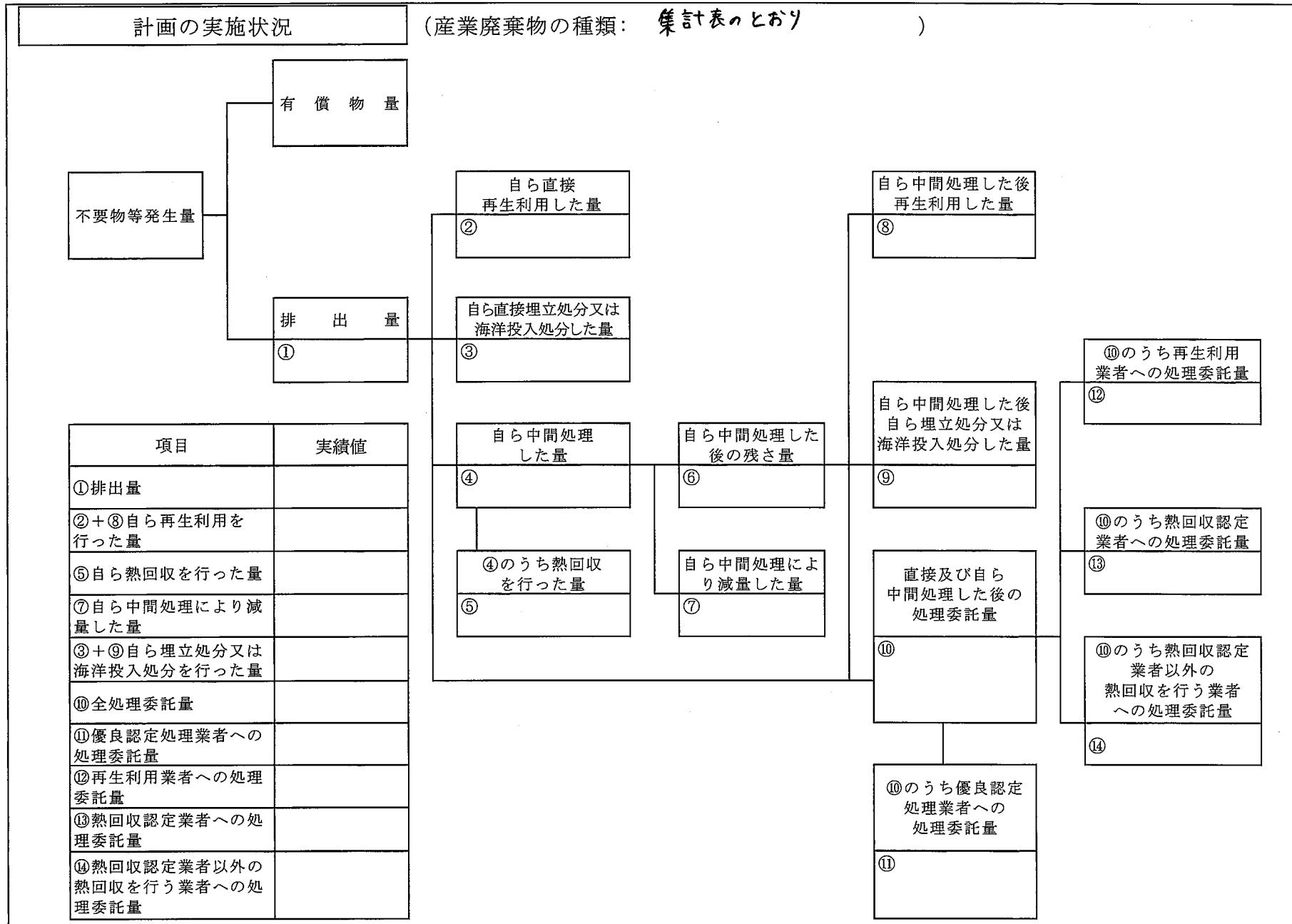
電話番号 0942-34-4132

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	半田建設株式会社		
事業場の所在地	久留米市日ノ出町100番地 <b>1セ市内事業場</b>		
事業の種類	建設業		
産業廃棄物処理計画における 計画期間	R6.4.1～R7.3.31		

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,500 t	全処理委託量	2,500 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	2,500 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
※事務処理欄			



## R6年度 産業廃棄物処理・集計表(報告)

半田建設株式会社

品目	コンクリート	アスコンがら	その他がれき	ガラス・陶磁器	廃プラスチック	金属くず	石綿含有	混合廃棄物	建設汚泥
排出量 (t)	1539.8	390.5	121.9	14.5	44.4	177.3	22.4	259.2	0
計	1539.8	390.5	121.9	14.5	44.4	177.3	22.4	259.2	0
再利用	1539.8	390.5	121.9	14.5	44.4	177.3	0	259.2	0
埋立							22.4		
燃料									
優良認定処理業者への処理委託量	1539.8	390.5	121.9	14.5	44.4	177.3	22.4	259.2	
自ら行う産業廃棄物の再利用に関する事項									
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
自ら行う産業廃棄物の埋立処分									
計	1539.8	390.5	121.9	14.5	44.4	177.3	22.4	259.2	0

品目	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	廃電気機械器具	ばいじん付着汚泥	ばいじん付着がれき	合計
排出量 (t)	0.8	276.5	0	186.2	0	0	0	3033.5
計	0.8	276.5	0	186.2	0	0	0	3033.5
再利用	0.8	271.6		186.2				3006.2
埋立								22.4
燃料		4.9						4.9
優良認定処理業者への処理委託量	0.8	276.5		186.2				3033.5
自ら行う産業廃棄物の再利用に関する事項								0
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項								0
自ら行う産業廃棄物の埋立処分								0
計	0.8	276.5	0	186.2	0	0	0	3033.5

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。